



■発行 / 大子町 ■編集 / まちづくり課 〒319-3526 大子町大字大子 866
 ■TEL0295-72-1131 ■FAX0295-72-1167 ■HP <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

新型コロナワクチン接種について

■接種状況 ※9月27日現在

		接種人数（暫定集計）	接種率
全体	1回目	13,819人	90.3%
	2回目	13,004人	85.5%
高齢者	1回目	7,197人	93.5%
	2回目	7,099人	92.3%

■コロナワクチンの予約について

現在、大子町コールセンターで予約を受け付けています。

毎月第1金曜日にワクチン接種を予定しています（2回目は、3週間後の金曜日）。接種医療機関は町内1か所のみです。ファイザー社ワクチンは1瓶当たり6人接種できるため、ワクチンの無駄を無くす取り組みとして、今後は6人そろわないと接種できなくなります。

体調不良等の理由により予約が遅れてしまった方や、これから満12歳になるお子さんについては、大子町コールセンターでご予約を受け付けますのでご相談ください。

※接種日・接種医療機関はご希望に添えませんのであらかじめご了承ください。

■接種スケジュール ※6人そろわない場合は、翌月以降の接種になります。

	11月	12月	1月	2月
1回目	5日	3日	7日	4日
2回目	26日	24日	28日	25日

新型コロナワクチン接種は強制ではなく、様々な事情で接種を受けていない方もいます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方へ差別的な扱いをすることがないようお願いします。

問合せ 大子町コールセンター TEL76-8076（土日・祝日を除く8:30~17:00）

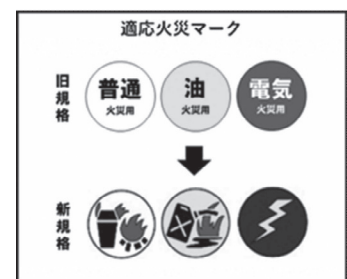
【事業者の方へ】 消火器の交換はお済みですか？

消防法令に基づいて、消火器の設置が義務付けられている建物等（一般住宅は義務ではありません。）で、型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年（令和3年）12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器は設置が認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。

■型式が失効している消火器の見分け方

- ・消火器の製造年が2011年以前のもの。
- ・右の図に示すとおり、適応火災の表示の文字が「普通・油・電気」と表示されているもの。

問合せ 消防本部予防課 TEL72-0119



続けましょう！自分で出来る感染予防！！

新型コロナウイルスの感染が長期化しています。変異株も見つかり、まだまだ感染予防が必要です。また、ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。「マスクの着用」や「3密（密集・密接・密閉）の回避」など基本的な感染対策を続けていきましょう。

■基本的な感染対策

- ▽手洗いが感染症対策の基本です。帰宅後、飲食前、トイレの後などせっけんを用いて指先、指の間、手の甲、手首まで30秒かけてしっかり洗いましょう。
- ▽マスクは皮膚とすき間を作らず、鼻と口をしっかりと覆うように着用しましょう。咳やくしゃみをする際は、口を覆うなど咳エチケットを行ってください。
- ▽こまめに換気をしましょう。
- ▽人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）は空けましょう。
- ▽3密（密集、密接、密閉）を避けましょう。
- ▽日ごろからバランスの良い食事や十分な睡眠、適度な運動を心掛け、免疫力を高めましょう。
- ▽共用部分の消毒を心掛けましょう（消毒用アルコールを噴霧して布で塗り広げるなど）。

■マスクの効果について

マスク無しのときの飛沫量を100%とすると、マスクを着用することで記載の数値まで抑えることができます。不織布マスクの着用が一番効果が高いとされています。

	不織布マスク	布マスク	ウレタンマスク	フェイスシールド	マスク無し
吐き出し飛沫量	20%	18～34%	50%	80%	100%
吸い込み飛沫量	30%	55～65%	60～70%	小さな飛沫に効果なし	100%

※スーパーコンピューターによるシミュレーション値

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

第50回大子町芸術祭 開催中止のお知らせ

10月23日（土）から10月30日（土）まで開催予定の「第50回大子町芸術祭」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の開催を中止することとしました。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

消防団秋季点検のためサイレンが鳴ります

大子町消防団では、10月24日（日）に大子広域公園で「秋季点検」を実施します。団員招集のため午前7時にサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようご注意ください。

問合せ 消防本部警防課 TEL72-0119

集団健診・がん検診受診時に感染対策のご協力をお願いします

■マスクの着用をお願いします

飛沫感染を防ぐため、人との接触の前には必ずマスクを着用しましょう。

■会話は控えるようにしましょう

大声での会話は避け、できるだけ静かにお待ちください。

■人との間隔を空けましょう

密集・密接を避けるため、最低でも1 m以上の距離を空けるようにしてください。

■手指消毒をお願いします

接触感染を防ぐため、会場入口での消毒にご協力ください。

■咳エチケットを守りましょう

咳やくしゃみが出るときは、必ずタオルやハンカチ、腕で口元を覆ってください。

■体温測定にご協力ください

会場入口での測定時に、体温が37.0℃以上の方は受診できませんので、ご了承ください。

■受付時間を守りましょう

少人数・短時間での受診ができるよう受付時間を分散させています。早めの来場は、玄関前等での混雑につながるため、慌てず、受診券に記載されている決められた時間内にご来場ください。

■健康管理に気を付けましょう

日ごろから十分な睡眠、栄養バランスの良い食事で免疫力UPを心掛けましょう。健(検)診時に、体調不良の際は、無理せず受診をお控えください。

健(検)診会場での感染対策について



マスクの着用



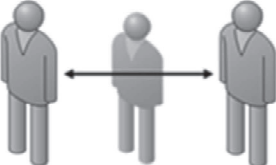
手洗い・手指消毒



体温測定・健康チェック



十分な換気



密を避ける



定期的な消毒

会場での新型コロナウイルス感染予防対策に、ご理解ご協力をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染対策の一つとして、令和3年度から、健診・がん検診は予約制（受付時間指定）になりました。受診する方は、全員予約が必要です。

※予約がお済みの方には、予約日までに受診券を送付します。

※受診希望の方で、予約がお済みでない方は、Web 予約サイト (<https://kenko-link.org/>) または電話予約（72-6611）で予約をお願いします。

※予約方法の詳細、各種がん検診日の詳細は、保存版「健診・がん検診のしおり」または町ホームページをご確認ください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



定期予防接種を受けましょう

ワクチンで防げる病気があります。予防接種でお子さんや周りの人たちを守りましょう。

定期予防接種対象者で、まだ接種が済んでいないお子さんの保護者は、母子健康手帳予防接種記録を確認の上、県内の医療機関で接種してください。

なお、接種年齢が過ぎた場合は、接種費用は自己負担となりますのでご注意ください。

また、予診票が届いていない方または予診票を紛失してしまった方は、健康増進課にご連絡ください。

定期予防接種	標準的な年齢・回数	接種年齢
ロタウイルス	1価ワクチンは2回接種、初回接種は生後14週6日まで 5価ワクチンは3回接種、初回接種は生後14週6日まで	生後6週～24週まで 生後6週～32週まで
ヒブ	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後7か月以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後60日以上の間隔をおいて1回	生後2か月～5歳未満
B型肝炎	生後2か月～9か月に至るまでに3回	生後2か月～1歳未満
四種混合	1期初回3回 生後3か月～1歳に至るまで 1期追加 初回接種後1年～1年半の間に1回	生後3か月～7歳6か月未満
BCG	生後5か月～8か月に至るまでに1回	1歳未満
水痘	初回接種 1歳～1歳3か月に至るまで 追加接種 初回接種後6か月～12か月に至るまでに1回	1歳～3歳未満
麻しん・風しん 混合(MR)	1歳～2歳未満1回 5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間に1回	
日本脳炎	1期初回 2回 3歳～4歳に至るまで 1期追加 1回 4歳～5歳に至るまで(初回2回接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年おいて)	生後6か月～7歳6か月未満
	2期 1回 9歳～10歳に至るまで	9歳以上13歳未満
二種混合(DT)	11歳～12歳に至るまでに1回	11歳以上13歳未満
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	中学1年生の間 3回	小6～高1相当の女子

※未満とは、誕生日前日までをいいます。

※日本脳炎については、特例対象者(平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方)は、接種年齢を超えても定期接種として取り扱える場合があります。

※ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種を希望する場合は有効性とリスクを理解した上で受けてください。

※任意予防接種のおたふくかぜについては、全額助成(自己負担なし)で接種できます。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611



乳がん検診・子宮がん検診・骨粗しょう症検診のお知らせ～予約受付中～

新型コロナウイルスの感染対策の一つとして、令和3年度から健診・がん検診は、予約制（受付時間指定）になりました。受診する方は、全員予約が必要です。

現在、乳がん検診・子宮がん検診・骨粗しょう症検診の予約を受け付けています。

受診を希望する方は、Web 予約サイト (<https://kenko-link.org/>)

または、健康増進課への電話にてお申し込みください。



※同日に、乳がん検診・子宮がん検診をご希望の方は、同じ受付時間でお申し込みください。

※検診によっては、定員間近です。定員になり次第受付終了となりますので、お早めにお申し込みください。集団検診のほか、各医療機関でも検診を実施しています。

■乳がん検診日時

実施日	受付時間	会場	Web 予約期間	電話予約期間
11月7日(日)	① 9:30～9:40 ② 9:50～10:00	保健 センター	5月6日(木) ～10月31 日(日)	5月6日(木) ～ 各検診日の前日
11月8日(月)	③ 12:00～12:10 ④ 12:20～12:30			
11月18日(木)	⑤ 12:40～12:50 ※受付時間は、3日間共通です。			

▽対象者 今年度30～79歳の女性

※30～39歳：エコー検査、40～56歳：エコー検査+マンモグラフィ検査
(前年度マンモグラフィ検査を受けた方は、エコー検査のみ)、57～79歳：
マンモグラフィ検査(2年に1回の受診)

▽検査内容 年齢により、マンモグラフィ(X線撮影)とエコー(超音波検査)を実施します。

・エコー検査：乳房に超音波を当て、病変があるか検査します。

・マンモグラフィ検査：乳房を装置の板と板の間にはさんでX線で撮影し、視触診では、分からない小さながんを発見できる検査です。

※子宮がん検診も受ける方は、午後からの受付時間で、同時に受付ができるようにお申し込みください。

■子宮がん検診日時

実施日	受付時間	会場	Web 予約期間	電話予約期間
11月7日(日)	① 12:00～12:10	保健 センター	5月6日(木) ～10月31 日(日)	5月6日(木) ～ 各検診日の前日
11月8日(月)	② 12:20～12:30 ③ 12:40～12:50			
11月18日(木)	※受付時間は、3日間共通です。			

▽対象者 今年度20～79歳の女性

▽検査内容 ブラシで子宮の入口あたりの細胞を採取し、異常がないか調べる検査です。

■骨粗しょう症検診日時

実施日	受付時間	会場	Web 予約期間	電話予約期間
12月5日(日)	① 9:30～9:50	保健 センター	5月6日(木) ～11月28 日(日)	5月6日(木) ～ 各検診日の前日
	② 10:00～10:20			
	③ 10:30～10:50			
	④ 11:00～11:20			
	⑤ 11:30～11:45			
	⑥ 13:00～13:20			
	⑦ 13:30～13:50			

▽対象者 今年度20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性

▽検査内容 かかとの骨に超音波を当て、骨量を推定する検査です。

※詳細については、町ホームページまたは保存版「令和3年度 健診・がん検診のしおり」をご確認ください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対する地方税の猶予制度があります。町税の納税が困難な方は、税務課までご相談ください。

■徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のケースに該当する場合（地方税法第15条）

▽ケース1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▽ケース2 本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

▽ケース3 事業を廃止、または休止した場合

納税者の方が営む事業が、やむを得ず休業をした場合

▽ケース4 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業が、利益の減少等により著しい損失を受けた場合

■申請による換価の猶予

上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合（地方税法第15条の6）

※eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。



■猶予の期限にご注意ください

現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限を確認し、期限までに納めてください。猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります。現在の猶予の期限までに手続を完了させる必要があります。納税が困難な方は、税務課までお早めにご相談ください。

※猶予期間の終了日は、先に送付している猶予許可通知書でご確認ください。

※猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し督促状が送付されます。

※他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認するため、資料の提出等をお願いすることがあります。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

令和4年度保育所入所のご案内

令和4年4月から保育所へ入所をご希望の方は、お申し込みください。

入所申込書一式は、10月15日（金）以降に福祉課にて配布します。

■申込み

▽期間 11月1日（月）～11月15日（月）※土日・祝日を除く。

8：30～17：15 ※水曜日のみ8：30～19：00

▽場所 福祉課（各保育所では受け付けていません。）

■保育料 無料（別途、教材費等の個人負担はあります。）

■その他 現在、保育所（園）に通っているお子さんについては、各保育所（園）を通じ申請書を配布します。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

町税等の納税はお済みですか

第3期の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納期限は9月30日です。納税等がお済みでない方は速やかに納付をお願いします。納期限から一定期間が経過すると督促状が送られ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。

町税等の納付には、便利な口座振替をお勧めします。口座振替は、一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため、金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。各窓口での混雑緩和にもなり、感染症の拡大防止にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

また、スマートフォン決済、インターネットによるクレジット決済、eTAX（エルタックス）を利用して納税することもできます。納付可能な税目は、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について」からご確認ください。



問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

令和3年度 第2回 大子幼稚園体験保育

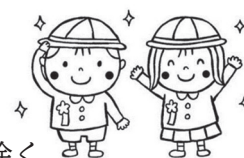
幼稚園での遊びを体験させたい、将来幼稚園にお子さんを入園させたいと希望している親子を対象に、体験保育を実施します。ぜひご参加ください。

- 体験日 10月29日（金）9：30～10：30（受付時間9：30～9：40）
- 内容
 - ・保護者同伴で、園児との遊びに加わり、保護者同士の交流をもちながら、幼稚園での遊びを体験します。
 - ・本園職員が、保護者からの相談をお受けします。
- 対象幼児 平成28年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた子
- 申込み 10月18日（月）～10月25日（月）
大子幼稚園に来園または電話でお申し込みください。
- その他
 - ・当日は、お子さんの上履きを持参してください。
 - ・新型コロナウイルス感染予防のため、中止になる場合もあります。

問合せ 大子幼稚園 TEL 72-0627

令和4年度大子幼稚園入園児を募集します

- 募集園児 平成28年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた子
（保護者、お子さんとともに大子町に住所を有する方が対象です。）
- 申込み
 - ▽期間 令和3年11月1日（月）～11月15日（月）※土日・祝日を除く。
8：30～17：15
 - ▽場所 教育委員会事務局学校教育担当（中央公民館2階）
※入園願書は、教育委員会事務局学校教育担当および大子幼稚園で配布します。
- その他
 - ・教育時間は、8：30～14：30です（夏休み、冬休みなどがあります。）。
 - ・預かり保育では、保護者の就労、通院、介護等により、教育時間終了後、引き続き幼稚園での保育を希望する幼児を16：00までお預かりしています。利用料は無料です。



問合せ 大子幼稚園 TEL 72-0627
教育委員会事務局学校教育担当 TEL 79-0170

町営住宅入居者募集

住宅名	所在地	構造	間取り	戸数	建設年	種別
磯部住宅	浅川 2557	木造1階	2DK	1戸	H14年	町営
	<設備>ガス給湯器、ユニットバス、駐車スペース、TVアンテナ持込（残置物あり）、網戸持込、照明器具持込、ガスコンロ持込、共同合併浄化槽					
えのき台住宅 (子育て支援)	矢田 225	木造平屋	2LDK	2戸	H21年	子育て町営
	<設備>ガスコンロ、ガス給湯器、水洗トイレ、バス・トイレ別、シャワー、追い焚き、駐車スペース、TVアンテナ持込（残置物あり）					

■入居資格

- ・市町村税等（水道料金を含む。）を滞納していない方で、住宅に困っている方
- ・所得月額が158,000円以下（高齢者、障害者は214,000円以下）の方
- ・同居するまたは同居しようとする親族がいる方 ・暴力団員でない方

※入居の際は、連帯保証人が2人必要です。

※所得月額 = (世帯の所得金額 - 同居者および別居扶養人数 × 38万円) ÷ 12月

■月額家賃

入居者の所得、町営住宅の立地条件、規模等の便益に応じた家賃となり、毎年算出されます。

所得月額	磯部住宅	えのき台住宅
0円～104,000円	14,500円	25,200円・25,200円
104,001円～123,000円	16,800円	29,000円・29,100円
123,001円～139,000円	19,200円	33,200円・33,300円
139,001円～158,000円	21,700円	37,500円・37,500円

※磯部住宅：18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます（1人：10％、2人：15％、3人以上：20％）。

※えのき台住宅：18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます（1人：1万円、2人：1万5千円、3人以上：2万円）。

■共益費

磯部住宅：2,000円、えのき台住宅：なし

■敷金

家賃の3か月分

■申込み

10月26日（火）までに建設課へお申し込みください（申込書は建設課にあります。）。募集締め切り後、入居資格審査の上、町営住宅入居選考委員会等により入居予定者を決定します。

■入居時期

11月下旬予定（契約書等の必要書類を提出後決定します。書類提出や選考委員会の有無によって入居時期は前後する場合があります。）

■その他

- ・えのき台住宅は2戸募集していますが、申込時に選択することはできません。入居予定者を決定する際に割振りを行います。
- ・入居を希望する方は、当住宅の建設に至る政策目標などから、入居後、地域の方との交流や行事への積極的参加、学区内学校への通学等にご理解をお願いします。
- ・住宅は使用に差し支えない程度の修繕はしてありますが、しみや傷等が残っていることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・茨城県における「いばらきパートナーシップ宣誓制度」の導入に伴い、いばらきパートナーシップを宣誓した方も町営住宅の入居資格の対象とします（パートナーシップ宣誓以外に収入基準や住宅に困っていることなどの入居資格があります。）。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による休職や離職、退職等により収入が著しく減少し、住宅に困っている方はご相談ください。また、入居中の方で収入が著しく減少した場合は家賃額の変更認定を申請することができます。
- ・詳しくは建設課までお問い合わせください。

問合せ 建設課 TEL 72-2611

久慈川だより

久慈川緊急治水対策プロジェクトに盛り込まれた河川対策の進捗やソフト対策の検討状況をお知らせします

令和3年9月
第15号



編集・発行
国土交通省 常陸河川国道事務所
国土交通省 久慈川緊急治水対策河川事務所

本格的な工事がはじまります



工事状況

R2久慈川左岸下土木内町地先河道掘削外工事（久慈川 左岸5.5k付近）



〇現在、河道掘削をおこなうための樹木伐採を行っております。

R2久慈川常陸大宮周辺整備工事（久慈川 左岸41.2k付近）



〇現在、河道掘削をおこなうための樹木伐採を行っております。

R2久慈川大子周辺整備工事（久慈川 左岸62.2k付近）



〇現在、河道掘削をおこなうための仮設坂路の設置を行っております。

土地の境界立会

堤防整備等で必要となる土地の取得面積等を確定するため、那珂市本米崎地区では、8月6日で延べ約14名、常陸太田市堅磐町・日立市神田町地区では、8月18日から3日間で延べ約66名、常陸大宮市宇留野・富岡地区では8月24日から2日間で延べ約56名の地権者の方に現地にお越しいただき、土地の境界を確認していただきました。今後も久慈川緊急治水プロジェクト実施箇所において、土地の境界の立会を進めていきますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

今後の境界立会の予定【現時点～9月中旬】

✓ 常陸大宮市西野内地区

✓ 常陸大宮市舟生地区

✓ 常陸大宮市家和楽地区



本米崎地区での土地境界立会の様子



堅磐地区での土地境界立会の様子



富岡・宇留野地区での土地境界立会の様子



工事等進捗状況（令和3年8月末時点）

下記表の灰色に着色した箇所は、先月（令和3年7月末時点）から進捗がありました。

国管理区間	地区	測量・設計			設計内容の説明	用地調査	用地補償	工事
		地元説明	測量作業	設計作業				
国管理区間	神田町・堅磐町	●※2	●	○	●※2	○		
	本米崎	●※2	●	○	●※2	○		○※1
	額田	●※2	●	○	○	○		
	宇留野・富岡	●※2	●	●	●※2	○		△※1
	高渡・上大賀	●※2	●	○	●※1※2	○		
	塩原・辰ノ口	●	●	○	●※2	●	○	
	岩崎・小貫南	●※2	●※1	○	●※1※2			
	小貫北	●※2	●	○	●※1※2			
	山方	●※2	●	○	●※2			△※1※4
	西野内	●※2	●	○	●※2	○		
権限代行区間	舟生	●※2	●	○	●※2	○		△※1※4
	家和楽	●※2	●	○	●※2	○		○※1※3※4
	盛金	●※2	●	○	●※2	○		
	西金	●※2	●	○	●※2	○		
	頃藤南	●※2	●	○	●※2	○		
	頃藤北[右岸]	●※2	●	○	●※2	○		
	頃藤北[左岸]	●※2	●	○	●※2			
	下津原	●※2	●	○				
	袋田	●※2	●	○	●※2			
	南田気	●※2	●	○	●※2			
権限代行区間（続き）	久野瀬	●※2	●	○	○			
	北田気	●※2	●	○	●※2			○※1※4
	大子	●※2	●	○	●※2			△※1※3※4
	矢田・川山	●※2	●	○	●※1※2	○		
	下野宮	●※2	●	○	●※2	○		

凡例
●：実施済み ○：実施中
△：準備中

（注）※1 一部区間 ※2 回覧による ※3 河道掘削 ※4 堤防整備



今回は、日立市東小沢小学校の小学6年生、大貫希和（おおぬき のわ）さんと杉山凜恩（すぎやま りおん）さんが、夏休みの自由研究で久慈川について勉強するために来所された様子をご紹介します。

当日は、なぜ、久慈川では緊急治水対策プロジェクトによる治水対策工事を行っているのか、台風など雨が降る場合にどんな備えをするのかなど、疑問に思っていることを質問しながら新人職員からの説明を熱心にメモを取られていました。さらに、久慈川流域の自然災害伝承碑を巡って、自由研究を完成させる予定とのことでした。

お二人のご感想

大貫希和さん：治水工事が行われることで、安心して暮らせているということが分かって良かったです。今日勉強した内容で自由研究を頑張ります。

杉山凜恩さん：少し難しかったですが、今まで自ら調べてもわからなかったことを知ることができて良かったです。夏休みの自由研究はバッチリです。



9月は台風シーズンです

9月は台風シーズンです。7月末に発生した台風8号は、宮城県に上陸し東北を横断しました。統計がある1951年以降、台風が関東から東北の太平洋側に直接上陸したのは千葉県と岩手県の1例ずつしかありませんでした。実は、過去の統計（70年間）からは、台風が関東に接近するのは9月が最多（8月は2番目です）となっています。

国土省と気象庁が共同で、久慈川の洪水予報（6時間先までの水位予測情報）を発表しています。国土交通省川の防災情報でご覧いただけますので、台風接近時にはチェックしてください。



全国の洪水予報などの発表状況が掲載されます



全国の洪水の危険度を一目で確認できる川の防災情報

川の防災情報のページ：
<https://www.river.go.jp/index>

久慈川緊急治水対策事務所からのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多くの人を集めて開催する集会方式の説明会は開催せず、回覧等により地域の皆様に周知をさせていただいておりますのでご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。
- 久慈川緊急治水対策河川事務所では、感染防止対策として「3密」の回避、換気の徹底をはかるとともに、入室の際には、検温、マスクの着用、手指の消毒と「いばらきアマビエちゃん」の登録をお願いしています。

プロジェクトに関するお問い合わせはこちらです



国土交通省 関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所
TEL: 0294-72-1151



〒313-0015
茨城県常陸太田市
木崎一町700-1

久慈川緊急治水対策河川事務所

検索



国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 調査第一課
TEL: 029-240-4069



〒310-0851
茨城県水戸市
千波町1962-2

空き家の有効活用をしてみませんか？

町では、空き家バンク(※)を有効活用し、移住・定住の促進を図るとともに、空き家問題を解消するため、空き家の片付けを行う所有者の方やリフォームを行う入居者の方を支援しています。ぜひ積極的にご活用ください。

■空き家に関する支援策

支援策	空き家片付け支援補助金	空き家バンクリフォーム助成金	
対象者	空き家バンクに登録されている空き家の所有者	空き家バンクに登録されている空き家の所有者	空き家バンク制度を利用し入居後1年以内の空き家入居者
対象経費	空き家の家財撤去や敷地の除草作業に要する経費	町内業者に発注して行う20万円以上の空き家のリフォームに要する経費	
交付額	5万円	対象経費の2分の1で、最大50万円	対象経費の2分の1で、最大70万円
交付の制限	1物件につき1回	1物件につき1回	1人につき1回

※空き家バンクとは

空き家等(空き家および空き地)の賃貸または売却を希望する所有者などからの申込みにより登録された情報を、空き家等の利用を希望する方に対して、町が情報を提供する制度のことです。「空き家等を誰かに貸したい、売りたい」と考えている所有者の皆さん、空き家バンクに登録してみませんか。

問合せ

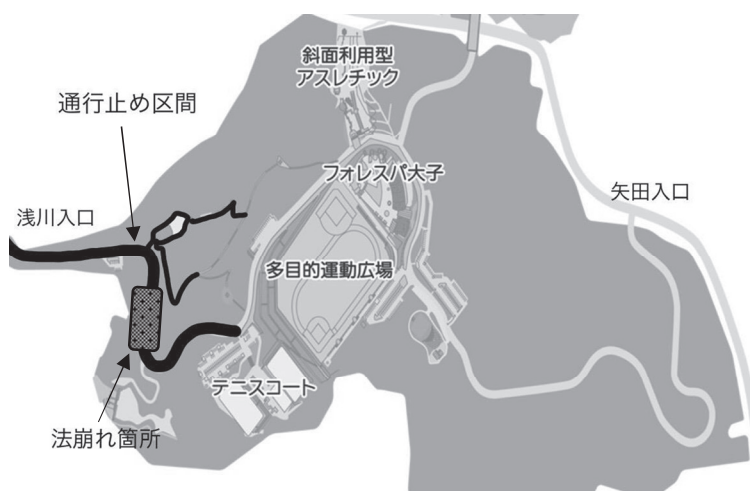
＜空き家バンク・空き家片付け支援補助金に関すること＞まちづくり課 TEL 72-1131
 ＜空き家リフォーム助成金に関すること＞建設課 TEL 72-2611

【太子広域公園】一部通行止めのお知らせ

太子広域公園園内道路で法面の一部が崩れ、周辺調査と利用者の安全確保のため、浅川入口からテニスコート前駐車場までの園内道路および散策路が当面の間、通行止めになります。現場周辺は危険ですので近寄らないでください。

ご利用の際は、矢田入口（森林の温泉側）をご利用ください。

長期間にわたる通行止めが予想され、利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



問合せ 茨城県常陸大宮土木事務所太子工務所 道路河川整備課 TEL 72-1714
 太子町建設課 TEL 72-2611

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいにして放流する装置です。適切な維持管理を実施しないと浄化槽の故障や機能の低下を招き、悪臭や水質汚濁の原因となります。浄化槽を設置・使用している方は、定期検査（①法定検査）と定期的な維持管理（②保守点検・③清掃）を実施することが、法律により義務付けられています。浄化槽を正しく使用するよう皆さんのご協力をお願いします。

①法定検査

- ・実施機関：公益社団法人茨城県水質保全協会（県指定検査機関）
- ・実施回数：毎年1回 ※初回検査は使用開始から3～8か月以内
- ・内容：浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているか外観・水質・書類を検査します。

※定期検査（①法定検査）未受検者には県から指導文書が送付されます。

②保守点検

- ・実施機関：県に登録している保守点検業者
- ・実施回数：年3～4回 ※10人槽以下の家庭用浄化槽の場合
- ・内容：浄化槽内の機器（送風機など）の点検調査や消毒剤の定期的な補充を行います。

③清掃

- ・実施機関：大子町衛生センター
- ・実施回数：年に1回以上 ※全ばっ気方式は6か月に1回以上
- ・内容：浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。

問合せ

＜浄化槽全般に関すること＞ 茨城県県北県民センター環境・保安課 TEL0294-80-3355

＜浄化槽の廃止などの届け出に関すること＞ 大子町生活環境課 TEL76-8802

申込先

＜法定検査の申込先＞ 公益社団法人茨城県水質保全協会 検査部 TEL029-291-4004

住宅用火災警報器の設置状況について

住宅用火災警報器は町火災予防条例に基づき、すべての住宅に設置が義務付けられています。

令和3年6月1日現在、大子町の住宅用火災警報器設置率は64%、条例適合率は52%で、ともに県平均、全国平均より低い水準となっています。

住宅用火災警報器は、就寝中の火災に気付き「逃げ遅れ」を無くすために寝室に設置するものです。寝室が2階にある場合は、寝室および階段上部にも設置してください。

万が一の火災から自分や大切な人の命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

	設置率	条例適合率
大子町	64%	52%
県平均	77%	64%
全国平均	83%	68%

問合せ 消防本部予防課 TEL72-0119

特殊詐欺対策電話機等購入費補助金

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、令和3年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します。

■特殊詐欺対策電話機等とは

自動応答録音装置などの特殊詐欺等への対策機能がついた電話機、または固定電話機に接続する周辺機器です。

■対象者 次の要件をすべて満たす方、またはその方の属する世帯の世帯員が対象です。

- ・ 大子町に居住し、かつ大子町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ・ 特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- ・ 世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- ・ 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。

■補助金額

購入費用の2分の1以内の額（上限5,000円 ※100円未満切り捨て。）

※令和3年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等が補助の対象です。

申込方法など、詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 TEL72-1138



作業機付きトラクターの公道走行について

ロータリー等を装着したトラクターが、一定の条件を満たした場合に公道走行が可能となりました。灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許、チェーンなどの確認が必要です。詳しくは、下記のホームページをご確認ください。また、お近くの農機販売店や地方運輸局、地方農政局でも確認できます。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

■参考

▽作業機付きトラクターの公道走行について：農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html

▽作業機付きトラクタの公道走行について：一般社団法人日本農業機械工業会

<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

問合せ 農林課農政担当 TEL72-1128



物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽にご相談ください。

■日時 10月28日（木） 13:00～16:00

■場所 保健センター 研修室

■担当者 地域包括支援センター職員

■申込み 10月26日（火）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

司法書士による無料法律相談会を開催します

相続・借金・不動産のトラブルなどを、くらしの法律家である司法書士に相談してみませんか。お気軽にご相談ください。

- 日時 11月2日（火）9：30～11：30
※相談は1件当たり40分程度です。
- 場所 役場会議室 ※個別にご案内します。
- 定員 3人（要予約・先着順）
- 申込み 10月19日（火）から10月29日（金）までに観光商工課へお申し込みください。

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく、相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口康夫氏（元国土舘大学法学部教授）
- 日時 10月29日（金） 10：00～15：00（12：00～13：00を除く。）
※相談は1件当たり1時間程度です。※日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室 ※個別にご案内します。
- 定員 4人（要予約・先着順）
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中の案件、同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。
- 申込み 10月20日（水）から10月28日（木）までの9：00～16：00（12：00～13：00を除く。）に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター TEL72-1124

大子町在宅介護慰労金の支給要件を緩和します

大子町では、一緒に住んでいる家族の方を常時介護している方（同一世帯に限る。）に対し、在宅介護慰労金を支給しています。6月7日発行のお知らせ版で、支給要件が令和3年度から変更となったと掲載しましたが、さらに内容を見直し、令和4年度の第一回支給分（支給対象期間：令和3年10月～令和4年3月）から、次のとおり支給要件の一部を緩和します。

- 現行 基準日の属する月における、短期入所生活（療養）介護（小規模多機能型居宅介護等のサービスによる宿泊を含む。）のサービスの利用が合計7日以内であること。
- 変更後 基準日の属する月における、短期入所生活（療養）介護（小規模多機能型居宅介護等のサービスによる宿泊を含む。）のサービスの利用が合計10日以内であること。

問合せ 福祉課高齢介護担当 TEL72-1135

Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。

認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時 10月31日（日） 13：30～15：00（受付13：15～）
- 場所 文化福社会館「まいん」 観光交流ホール
- テーマ 介護体験談～若年性認知症の家族に寄り添って～
- 講師 寺門由美子氏（元上小川小学校長）
- 参加費 200円 ※令和3年度から参加費を徴収しています。
- 申込み 不要
- 主催 でくあす大子（協賛：地域包括支援センター）
- その他 当日はマスクの着用をお願いします。また、感染症対策のため飲食の提供を制限しています。なお、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、ご了承ください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

10月は「飼い主マナー向上推進月間」です

「あなたの街を犬の糞ゼロ・放し飼いゼロにしよう」を合言葉に、動物の愛護と適正な飼養を行いましょう。キャッチフレーズは「飼い犬、飼い猫には所有明示をしよう」です。

■犬の飼養について

- ・飼い主には、犬の登録（生涯1度）と狂犬病予防注射（年1回）を受けさせること、「鑑札」および「注射済票」を首輪等に装着することが法律により義務付けられています。
- ・犬の放し飼いは危険です。特に子どもやお年寄りへのかみつき事故は、命に関わる重大事故になりかねません。放し飼いは絶対にやめましょう。
- ・犬の散歩は引き綱をつけ、糞の始末は必ず行いましょう。
- ・犬の登録、転入、死亡等の各種手続は生活環境課へ届け出ください。

■猫の飼養について

- ・飼い猫には首輪に迷子札を付けましょう。
- ・猫の飼育は室内で行い、家から出さないようにしましょう。
- ・野良猫への餌やりは、やめましょう。餌を与えればあなたの猫です。
- ・避妊去勢手術を行い、無計画な繁殖にならないようにしましょう。



問合せ 生活環境課 TEL76-8802

400ml 献血

- 日時 10月25日（月） 10：00～11：15
- 場所 文化福社会館「まいん」
- 対象者 男性：17～69歳※、女性：18～69歳※の体重50kg以上の健康な方
※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます。
- 持ち物 献血手帳または献血カード（お持ちの方）、本人確認ができるもの（運転免許証等）
- 予約 献血Web会員サービス「ラブラッド」（www.kenketsu.jp）から献血の予約ができます。三密回避のため、予約献血にご協力をお願いします。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本、雑誌の貸し出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

■新しく入った本

▽一般書

「立花隆 最後に語り伝えたいこと 大江健三郎との対話と長崎大学の講演」立花隆著
「農家が教えるゆずづくし」農山漁村文化協会編
「道の駅完全ガイドブック 2021-22 最新版」コスミック出版刊
「暮鐘 東京湾臨海署安積班」今野敏著
「九十八歳。戦いやまず日は暮れず」佐藤愛子著
「三十の反撃」ソン・ウォンピョン著、矢島暁子訳

▽児童書

「大人も知らない？ふしぎ現象事典」ふしぎ現象研究会編
「はじめてでもわかる☆かわいいハムスターの育て方&ハッピーストーリー」三輪恭嗣監修
「みんなのためいき図鑑」村上しいこ作
「くろねこのほんやさん」シンディ・ウーメ作、福本友美子訳

インターネットで蔵書が検索できます (<http://www.lib-eye.net/daigo/>)。



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123

令和3年度ぼっちでアート推進事業の実施について

町では、奥久慈大子の牧歌的風景を演出し、魅力ある地域づくりを推進するため、秋から冬にかけて「わらぼっち」を設置する個人・団体を募集しています。

- 設置時期 令和3年11月1日から令和4年2月28日まで
※11月1日までに設置をお願いします。
- 設置場所 設置者が所有し、もしくは所有者の許可を得ている町内の田んぼまたはその
周辺の土地
※可能な限り、道路から見える場所への設置をお願いします。
- 設置者 わらぼっちの設置に賛同する個人または団体
- 規格 高さ：おおむね3.5メートル以上 横幅：おおむね1.5メートル以上
- 材料等 材料等については、各自でご用意をお願いします。
- 謝金 わらぼっち1基につき10,000円の謝金を支払います。
ただし、1人(1団体)当たり50,000円を限度とします。
- 応募方法 申請書に必要事項を記入し、まちづくり課まで提出してください。
※申請書は、まちづくり課または町ホームページから
ダウンロードできます。
(<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page005809.html>)
- その他 設置したわらぼちは、撮影し、その写真を町ホームページや広報誌に掲載
します。



問合せ まちづくり課 TEL 72-1131



令和4年度 放課後児童クラブ利用案内

放課後児童クラブとは、保護者の就労等により学校から帰宅し一人で過ごすことになる児童を対象に、授業終了後の生活の場を確保し、主に遊びを通して児童の健全育成を図るところです。

- 申請書配布期間 10月18日(月)～
- 申請書等配布場所 福祉課窓口、児童クラブ、町ホームページ
- 受付期間 11月8日(月)～11月19日(金)(※土日・祝日を除く。)
8:30～17:00(※水曜のみ 8:30～19:00)
- 受付場所 福祉課窓口(※各児童クラブに直接申し込めません。)
- 対象児童

町内の小学校に通う児童(1～6年生)のうち、次の要件に該当する児童

- ①保護者が就労等により、昼間の時間に常時留守で、児童の面倒をみることができない。
- ②保護者の疾病、その他の理由により、昼間に児童の面倒をみる者がいない。
- ③その他、特に配慮を必要と認められる場合。

■放課後児童クラブ名称および募集定員 募集定員数 140人程度

名称	実施場所	所在地	電話	定員
だいが放課後児童クラブ	文化福祉会館「まいん」 子育て支援室	大子 722-1	72-2005 72-1120	60人程度 (通年40人程度 長期のみ20人程度)
放課後児童クラブ 「なかよし」	だいが保育園内 放課後児童クラブ室	大子 554-2	72-0345	20人程度
みなみ児童クラブ (長期休業・土曜日のみ)	南中学校	頃藤 3708	029-233 -5200	30人程度
大子西児童クラブ (長期休業・土曜日のみ)	大子西中学校	芦野倉 733	029-233 -5200	30人程度

※放課後児童クラブ「なかよし」の受け入れ対象学年は、小学校3年生までとなります。

※だいが放課後児童クラブでは、土曜日利用ができない場合があります。

※だいが放課後児童クラブの長期休業期間の保育は、旧浅川小学校で実施します。

※みなみ児童クラブ・大子西児童クラブでは、現在振替休業日等の利用を実施していません。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL72-1117

土砂災害警戒区域等の調査に伴う土地の立ち入りについて

土砂災害発生の危険性がある土砂災害警戒区域等の指定箇所について、地形条件・社会条件を再確認し、必要に応じてその範囲を見直すことによって、適正な指定範囲と調査結果を維持するための調査を次のとおり実施します。

調査に当たり、皆さんの土地に作業員が立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、調査作業員は身分証明書を携帯しています。

- 調査期間 10月上旬～12月末予定
- 調査箇所 大子町全域(土石流危険渓流・地すべり箇所・急傾斜地崩壊危険箇所)
- 調査会社 株式会社オリエンタルコンサルタンツ、明治コンサルタント株式会社

問合せ 常陸大宮土木事務所大子工務所 道路河川整備課 TEL72-1714

映像通報システム「Live119」試行運用開始

「Live119」とは、スマートフォンからの119番通報者に動画の送信を依頼し、消防隊到着前に現場の映像を指令室で受信、確認できるシステムです。

迅速な災害現場の情報把握や、119番通報者への正確な口頭指導を実現し、より確実な消防・救急活動につなげます。

■町民の皆さんへ

119番通報の際、通信指令員が必要と判断したときに、Live119で映像送信についてのご協力をお願いすることがあります。なお、映像送信にかかる通信料は通報者負担となりますのでご了承ください。

通報者は、「傷病者のプライバシーに関すること」「撮影した映像が録画される可能性があること」「通信料は通報者負担であること」の注意事項を確認し、同意する場合のみ映像を送信します。

問合せ 消防本部警防課 TEL 72-0119

米の食味分析計について

地域の特性を活かした良質米の生産向上を図るため、農林課内に米の成分や特性を計る食味分析計を設置しています。ぜひご活用ください（ただし、太子町内にて米の栽培をしている方に限ります。）。

- 設置場所 太子町役場農林課（中央公民館仮設庁舎内）
- 利用時間 9：00～17：00（土日・祝日を除く。）
- 測定対象 玄米・精米
- 必要量 約450g
- 測定項目 水分、タンパク、アミロース、脂肪酸度（玄米のみ）、スコア
- 利用料 無料



問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128

成年後見無料電話相談会のお知らせ

成年後見制度の有効な利用を促進するため、司法書士による成年後見等の無料電話相談会を開催します。

- 日時 10月30日（土）10：00～16：00
- 相談内容 成年後見・遺言・相続等
- 相談料 無料
- 方法 電話相談（30分）
フリーダイヤル2回線【予約不要】 ①0120-187-643
②0120-187-745
- その他 当日の相談件数により、電話がつながりにくい時間帯が生じる可能性があります。

問合せ 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部事務局
TEL 029-302-3166

【原子力防災情報】重大事故発生時の避難！ Part 4

■原子力災害時の住民の避難

自然災害と連動して原子力災害が発生した際は、まず、地震等の自然災害から身に迫る危険を回避することが重要です。その災害の情報を知り、危険の大きさを判断して身の安全を確保し、その上で、原子力災害の規模や危険性に関する情報を得て、屋内退避や避難の行動に移ります。情報は、緊急告知 FM ラジオやテレビ、インターネット、緊急速報メール、大子町アプリや広報車などを用いて住民へ繰り返し提供されます。

■屋内退避

屋内退避の防護効果については、8月5日発行のお知らせ版に掲載したとおり、壁や屋根などの遮へい物により外部被ばくを防ぐ効果や、放射性物質からの距離をとることで内部被ばくと汚染を防ぐ効果がある防護措置です。

▽屋内退避のときの注意点

- ・ドアや窓をすべて閉める。
- ・屋外から屋内に入るときは、手洗い、うがい、着替えをする。
- ・エアコン（外気導入型）や換気扇などを止め、屋外からの空気を入れない。
- ・食品には、ふたやラップをかけ、冷蔵庫等に入れる。
- ・新しい情報の収集に努め、次の指示があるまで外出は控える。

■避難

避難は、車や町が準備するバスなどで放射線の影響を受けない場所まで移動し、放射性物質から距離をとることで被ばくや汚染を避ける防護措置です。

▽避難のときの注意点

- ・避難時に携行する物を用意する。
しばらく家を空けてもよいように、貴重品や日常生活に必要な物《現金・通帳・印鑑等、運転免許証などの身分を証明する物、着替え、携帯電話（充電器）、薬、育児・介護用品、飲料水、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、生理用品など》
- ・放射性物質が体に付着したり、吸い込んだりすることを防ぐ服装（レインコート、マスクなど）を身に付ける。
- ・近隣の住民に声をかけ、できるだけまとまって避難する。

災害時の情報収集の手段や情報伝達手段、避難経路や避難場所などの情報を平時から確認しておくことが大切です。

また、大子町は、東海第二発電所で原子力災害が発生した場合の常陸太田市からの避難受け入れ先となっています。避難を円滑に行うため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114

大子町公式アプリ

町では、災害や新型コロナウイルス感染症に関する情報など各種情報を、公式アプリで発信しています。多くの方にご利用いただいています。

■iOS 版



■Android 版



皆さん、ぜひ
登録してください！



問合せ まちづくり課 TEL 72-1131



林業退職金共済制度（林退共）について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のための国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従業員の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

▽掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

▽掛金の一部を国が免除します。

▽雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

■事業主の皆さんへ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

詳しくは、最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

ホームページでもご案内しています。

(<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>)



問合せ 林業退職金共済事業本部 TEL03-6731-2889

町民ウォーキング参加者募集のお知らせ

定期的な運動は、生活習慣病の予防・寝たきり予防・ストレス解消に効果的です。

ウォーキングは特別な道具は必要ありません。いつでも手軽に始められる運動です。健康の維持・増進のため、まずは始めてみませんか。

- 日時 11月12日（金）9：30～11：30（受付開始9：00）※雨天中止
- 集合場所 大子広域公園内 管理棟前
- コース 大子広域公園周辺（約3km）
※4つのコースから選択し、グループに分かれて歩きます。
- 対象者 大子町民（幼児は保護者同伴）
- 参加費 無料
- 定員 30人 ※定員になり次第締め切ります。
- 申込み 10月12日（火）から11月11日（木）までに健康増進課に電話で申し込んでください。

■注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止になる場合があります。
- ・参加する方は、マスクの着用や会話を控える等、感染症対策へのご協力をお願いします。

- その他 歩きやすい服装でご参加ください。
※健康づくりポイント事業対象です。



問合せ 健康増進課 TEL72-6611

－ 次回の発行は、10月20日(水)です。 －